

変更の事由及び時期を記載した書類

宇都宮共和大学学則の変更については、下記の事由による。この学則の変更は、平成28年4月から施行することとしたい。

なお、本件「届出」については、理事会、教授会において同意を得ていることを申し添えます。

記

第1章 総則 第6節 学年、学期及び休業日（学年）第9条の変更について
新設する秋学期入学に対応するためと現在の学事暦に適合するための変更である。

第1章 総則 第6節 学年、学期及び休業日（学期）第10条の変更について
前条の変更に伴い春学期、秋学期を学事暦に適合させるための変更である。

第2章 学部通則 第2節 入学（入学者の時期）第14条の変更について
ここ近年、外国人留学生の秋学期入学について、海外協定校からの要望があるとともに日本国内の日本語学校においても秋学期入学を設置しているところが多い。しかし、本学では、学則上4月入学しか許可できない状況にあったが、セメスター制度も確立しており、定員確保及び本学で修学したいと希望する学生募集の観点からの変更である。

第2章 学部通則 第3節 教育課程及び履修方法等（成績）第29条の変更について
学修意欲の向上と地域における大学連携の強化を目的として、新たにS評価を導入する。S評価の導入により成績上位者の学修意欲向上が期待され、学生全体に良い効果が波及すると考えられる。また、周辺大学と評価を統一し、地域における大学連携講座（コンソーシアムとちぎ）を積極的に活用するための変更である。

第2章 学部通則 第4節 休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学（休学期間）の変更について
春学期及び秋学期の期間の変更に伴い、休学期間の計算方法を明確にしたことによる変更である。

第2章 学部通則 第4節 休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学（転学部・転学科）第5条の2及び第2項の新設について
大学入学後に大学において教育内容、将来の進路等について知り、将来の進路について改めて考え直す学生もいることから、多くの大学で入学後に転学部、転学科を認める規程が整備されている。本学は、シテライフ学部と子ども生活学部という教育内容が異なる学部を有しており、こうした学生の進路変更の希望に対応できる場合があると考えられる。これらのことから、学生の個性、将来の希望に合わせた適切な教育が行えるように、転学部に関する規程を新設するものである。

第2章 学部通則 第8節 授業料その他の納入金（授業料等の納入）第48条の変更について
上記の学年、学期、入学者の時期等の変更に伴い納入時期を明確にしたための変更である。

学則変更新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1章 総 則</p> <p>第6節 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 <u>春学期入学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p> <p>2 <u>秋学期入学の学年は、毎年9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。</u> (学期)</p> <p>第10条 学年を分けて次の2期とする。 春学期 4月1日から9月15日まで 秋学期 9月16日から翌年3月31日まで</p> <p>第2章 学 部 通 則</p> <p>第2節 入 学 (入学者の時期)</p> <p>第14条 入学の時期は、<u>第10条に規定する各学期の始めとする。再入学及び転入学についても同様とする。</u></p> <p>第3節 教育課程及び履修方法等 (成績)</p> <p>第29条 授業科目の試験の成績は、<u>S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。</u></p> <p>第4節 <u>休学、転学、転学部・転学科、留学及び退学</u> (休学期間)</p> <p>第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 <u>休学期間は、通算して4年を超えることができない。なお、春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。</u></p> <p>3 <u>休学期間は第13条の在学期間に算入しない。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第6節 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (新設)</p> <p>(学期)</p> <p>第10条 学年を分けて次の2期とする。 春学期 4月1日から9月30日まで 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>第2章 学 部 通 則</p> <p>第2節 入 学 (入学者の時期)</p> <p>第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法等 (成績)</p> <p>第29条 授業科目の試験の成績は、A・B・C・Dの4種の評語をもって表わし、A・B・Cを合格とする。</p> <p>第4節 休学・転学・留学及び退学 (休学期間)</p> <p>第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。</p> <p>3 休学期間は第13条の在学期間に算入しない。</p>

<p>い。</p> <p><u>(転学部・転学科)</u></p> <p><u>第35条の2 本学の所属学部・学科から本学の他学部・他学科へ転学部、転学科を志願する者があるときは、学長は、選考のうえ、相当年次に転学部、転学科を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の転学部・転学科に関する必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第8節 授業料その他の納入金 (授業料等の納入)</p> <p>第48条 <u>春学期入学者の納入の期間は、4月1日から4月30日までとする。秋学期入学者の納入期間は、9月1日から9月30日までとする。ただし、授業料については2期分納を認める。この場合において、春学期入学者の半額は9月1日から9月30日までとし、秋学期入学者の半額は4月1日から4月30日までの間に納入するものとする。</u></p> <p>附則 <u>この学則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第8節 授業料その他の納入金 (授業料等の納入)</p> <p>第48条 納入の期間は、4月1日から4月30日までとする。ただし、授業料については2期分納を認める。この場合において、半額は9月1日から9月30日までの間に納入するものとする。</p> <p>(新設)</p>
---	---

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

本学では、入学定員の適正化をはかるため、子ども生活学部子ども生活学科の入学定員の一定数の削減を図り、以下のとおり収容定員を変更する。

- ・ 子ども生活学部子ども生活学科 [現行] [平成30年度]
入学定員 100人（収容定員400人） → 70人（280人）
△30人（120人）

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

(1) 本学部では、近年、入学定員を確保することが困難な状況である。

この要因としては、①湘南新宿・上野東京ライン等交通機関の充実と大学立地の都心回帰により、保育者を目指す4年制大学進学希望者は、東京方面の大学に通学する者が増えていること、②本学部への入学者の大半を占める地元に通学する保育者志望者は、東日本大震災以降の経済状況の低迷から短大・専門学校志向が高まっていること、さらに、県内保育者養成短大の多くが定員増を行ったことがあげられる。

(2) このような状況に対して、①子ども生活学部の履修モデル等を再編し、学ぶ領域と進路を明確にするため開講科目を見直した。

また、②全人教育講座の開設や資格取得（通信制大学と提携した小学校教諭・特別支援教諭免許、音楽療法士資格の取得等）の充実を図り、カリキュラムの魅力度を高めることとした。

さらに、大学の認知度を向上させるべく、③高校や地域との連携事業として、出前授業や、④子育て支援研究センターの教員・保育者向けの公開講座等も積極的に行っている。

(3) 広報活動としては、きめ細かな高校訪問により上記の本学の教育改革への認知を高め、高校生との接点を深めるためオープンキャンパスの開催増加や多様化（3月に「大学体験講座」の開設）をはかるなど、強化している。また、家計の状況に対応して各種奨学金（入試特待制度、在学生奨学金、地域創生奨学金、資格取得試験受験料補助）の拡充に努めている。

今後とも教職員が一丸となって危機感を共有して入学者の増加のための方策を推進し、変更後の入学定員が充足できるよう努力していく所存である。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

今回の収容定員変更により、教育課程に大きな変更はないが、本学部の設置理念・目的・教育目標とそれに伴う人材育成等を遂行するため、教育内容を損なうことがないように配慮して教育研究の運営に努めることとする。